

町有財産の売払募集要項

令和3年7月15日
庄内町役場総務課

町有財産を一般競争入札にて売払しますので、参加を希望される方は本要項をご確認の上申込みください。

1 売払いする不動産の所在等

住 所：庄内町添津字高寺48 ※都市計画区域外

不動産名：旧堆肥生産センター

面 積：建物 1,826 m²（管理車庫棟 238 m²、発酵舎棟 983 m²、粃穀庫棟 567 m²、
粃穀粉碎室 38 m²）

土地 5,376 m²

予定価格：13,640,000 円（参考内訳：建物 5,030,000 円、土地 8,610,000 円）

2 スケジュール

① 入札参加申込	受付期間：令和3年7月15日(木)から令和3年8月3日(火)まで入札参加申込書に必要書類を添付し、総務課管財係（庄内町役場A棟3階）へ提出してください。
② 入札の執行	日時：令和3年8月4日(水)午前10時00分より 会場：入札室（庄内町役場B棟2階）
③ 落札者の決定	入札執行後直ちに決定します。
④ 不動産売買契約書の締結	入札後7日以内に締結します。契約締結と同時に、売買価格の10%に相当する金額を契約保証金として納付してください。 なお、本件は「庄内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、庄内町議会の議決に付す不動産の売払いとなります。したがって、庄内町議会の議決をもって契約の効力が発生することになります。
⑤ 売買代金の納入	契約書に定める期日まで納入してください。その際先に納付した契約保証金は売買代金に繰り入れます。
⑥ 建物の引き渡し	売買代金の完納後直ちに引き渡しします。
⑦ 所有権移転登記	町で行いますが、費用は落札者の負担となります。

3 入札参加資格者

個人、法人いずれの方も申し込みは可能です。

ただし、次に該当する方は参加できません。

- (1) 現在、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者
- (3) 町税等の滞納がある者
- (4) 自己又は自社の役員及び役員以外の支店若しくは営業所を代表する者が、次に掲げるいずれかに該当する者
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

4 落札者の決定

入札を執行し、予定価格に達した入札参加者のうち、最高価格で入札した方が落札者となります。(同額の最高価格の入札参加者が2者以上いる場合は、抽せんにより落札者を決定します。)

5 売払価格

売払価格は、落札者の入札価格となります。

6 売払条件等

- (1) 売払は地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の5に基づく普通財産の売払とします。
- (2) 建物のみ、又は土地のみの売払は行いません。
- (3) 次に掲げるものについては売却できないものとし、買受人はこの条件を遵守するものとし、
 - ① 悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの
 - ② 政治的用途若しくは宗教的用途に用いるもの

- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に該当する風俗営業の用途に用いるもの
 - ④風俗営業の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に該当する性風俗特殊営業の用途に用いるもの
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第122号)第2条第2号に指定する暴力団又は法律の規定に基づき、公の秩序を害する恐れのある団体等であることが指定されているものを利する用途など、公序良俗に反するもの
 - ⑥その他、売却に適さないと判断されるもの
 - ⑦第三者をして①～⑥の用途に使用させること
- (4)買受人が不動産等に投じる費用(電気・水道・電話等の整備、法令等に基づく関係機関への諸手続き等)その他一切の費用は町に請求できません。
- (5)現状有姿かつ付随する動産も含めての売払とします。なお、糶殻庫棟は賃貸借で使用していますが、契約締結まで明け渡し予定です。

	建物名	状態	付随する動産等	建物竣工年月
1	管理車庫棟	シャッター破損	事務所備品	昭和63年3月
2	発酵舎棟	シャッターとサッシの破損	機械類(作動不明) スロープ 土壌脱臭装置(作動不明)	昭和63年3月
3	糶殻庫棟	シャッター破損、天井一部雨漏り	なし	昭和63年3月
4	糶殻粉碎室	シャッター破損(入室不可)、外壁破損	あり	平成12年10月

※この他にも経年等による建物の劣化や破損等がある場合があります。

7 入札参加申込方法

次の書類に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添えて受付期間内に総務課管財係へ持参してください。

(1)申込者が法人の場合

- ①入札参加申込書(様式第1号)
- ②誓約書(様式第2号)
- ③印鑑証明書(原本)
- ④履歴事項全部証明書(写)
- ⑤納税証明書(写)
 - ア 庄内町内法人の場合
 - ・法人税と消費税及び地方消費税(その3の3)
 - ・法人町民税及び固定資産税
 - イ 庄内町外法人の場合
 - ・法人税と消費税及び地方消費税(その3の3)

(2) 申込者が個人の場合

- ①入札参加申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③印鑑証明書（原本）
- ④身分証明書（写）
- ⑤納税証明書（写）

ア 庄内町内個人の場合

- ・申告所得税と消費税及び地方消費税(その3の2)
- ・町民税及び固定資産税

イ 庄内町外個人の場合

- ・申告所得税と消費税及び地方消費税(その3の2)

8 入札参加申込受付期間

令和3年7月15日(木)から令和3年8月3日(火)まで（土・日曜日・祝日を除く）
受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

9 建物の見学

施設の見学を希望する場合は、事前に担当まで申し込みください。

(1) 受付期間：令和3年7月26日（月）まで

(2) 見学：令和3年7月28日（水）から7月30日（金）まで、個別に対応します。

10 契約の締結

書面により契約を締結します。

11 代金の納付

(1) 不動産売買契約書の締結と同時に、売買価格の10%に相当する金額を契約保証金として納付してください。

(2) 残りの代金は、不動産売買契約書の締結から50日以内に納付してください。その際先に納付した契約保証金は売買代金に繰り入れます。

(3) いずれも町が発行する納入通知書にて納付してください。

12 建物の引き渡し

売買代金の完納後直ちに引き渡しします。

1 3 所有権移転登記

町で行いますが、登録免許税等の諸費用は買受人の負担となります。

1 4 その他

契約書に添付する収入印紙、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

【お問い合わせ先】

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1

庄内町役場総務課管財係

TEL:0234-42-0129 FAX:0234-43-2219